

## 報告事項 3

流域下水道における下水管の緊急点検等について

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

## 流域下水道における下水管の緊急点検等について

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した、下水管の損傷に起因するとみられる大規模な道路陥没事故を受け、県は、令和7年1月から流域下水道の下水管の緊急点検等を実施している。

### 1 緊急点検の概要

- 緊急点検について、一次点検として道路の変状調査、下水の流下状況調査及び空洞調査を、二次点検としてテレビカメラ調査を実施することとしている。
- 令和7年1月～3月に一次点検を実施した結果、これまでで特段の異常は認められていない。特に空洞調査の結果については、計5箇所空洞が判明したが、速やかに現地で掘削を行い、いずれも流域下水道管に起因するものではないことを確認し、道路の埋め戻しを行った。
- 令和7年度は、現在、過去の定期点検で補修を要するとされた65箇所（令和5年度末）について、二次点検としてテレビカメラを用いた調査を実施している。

### 2 特別重点調査の概要

- 令和7年3月18日付け国土交通省事務連絡を受けて、国の予備費を活用した全国特別重点調査として、内径2m以上かつ設置後30年以上経過した管を対象に、下水管内部にテレビカメラを入れるなどして、令和7年度末までに管の劣化状況の確認を実施することとしている。（管路の腐食しやすい箇所など優先的に実施すべき箇所は、夏頃までに調査を完了予定）

### 3 予算執行と費用負担

#### (1) 予算の執行方法

- 緊急点検等の実施に係る予算の執行については、管渠の計画的な改築更新を行うために必要な点検・調査と位置付けることにより国費の活用が可能となることから、県・市町による費用負担に配慮し、資本的支出（4条）予算の建設改良費で執行することとした。
- 令和6年度内に完了しなかった緊急点検については、継続して実施するため、翌年度に繰り越すこととした。

#### (2) 費用の負担方法

- 今回の緊急点検等は、管渠の計画的な改築更新を行うために必要な点検・調査と位置付けて実施することから、従来からの建設改良費と同様に、設置・改築に関する費用負担の原則（参考資料）どおりの費用負担（県・市町各1/2負担）として取り扱うこととした。

### 5 今後の予定

- 令和7年度中の早期の点検完了を目指し、引き続き点検に取り組んでいくとともに、異常が発見された場合には、速やかに補修など必要な対策を講じる。

#### 【参考】これまでの経緯

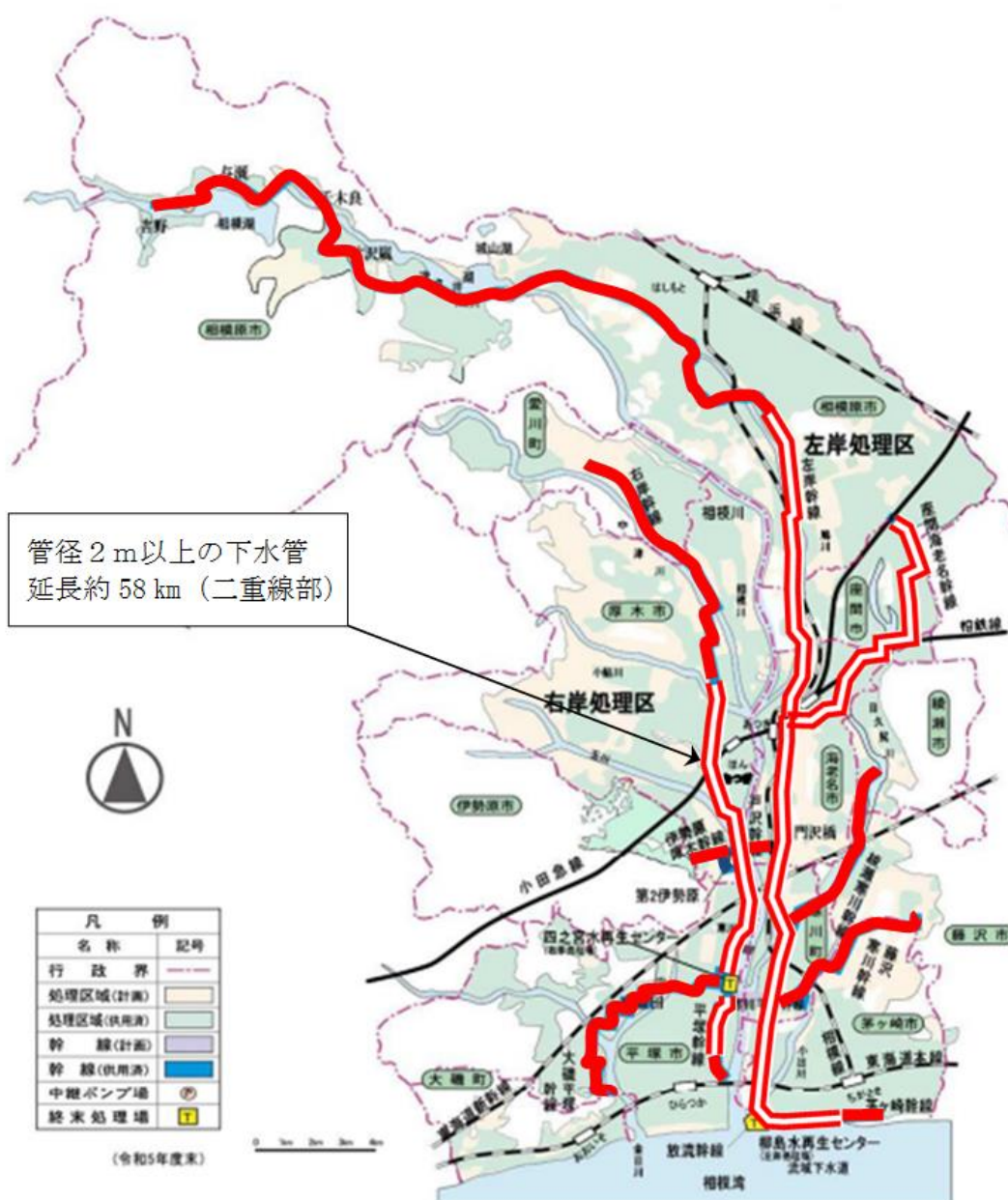
- 1月28日 埼玉県八潮市で下水管に起因するとされる道路陥没事故が発生
- 1月29日 国交省が事務連絡を发出（下水道管路施設に対する緊急点検について）別紙1
- 1月30日 相模川流域下水道の約58kmの下水管※について、緊急点検を開始 別紙2

- 1月31日 国交省が事務連絡を发出（緊急点検に関連した路面下空洞調査について） 別紙3
- 2月3日 緊急点検に空洞調査を追加 別紙4
- 2月7日 緊急点検の対象範囲を、県が管理する全ての下水管約174kmに拡大 別紙5
- 2月13日 相模川流域下水道の空洞調査について、調査状況を発表 別紙6
- 2月18日 流域下水道管の緊急点検について、点検状況を発表 別紙7
- 3月18日 国交省が事務連絡を发出（下水道管路の全国特別重点調査について） 別紙8
- 3月24日 酒匂川流域下水道の空洞調査について、調査状況を発表 別紙9
- 4月14日 下水道管路の全国特別重点調査の着手について発表 別紙10

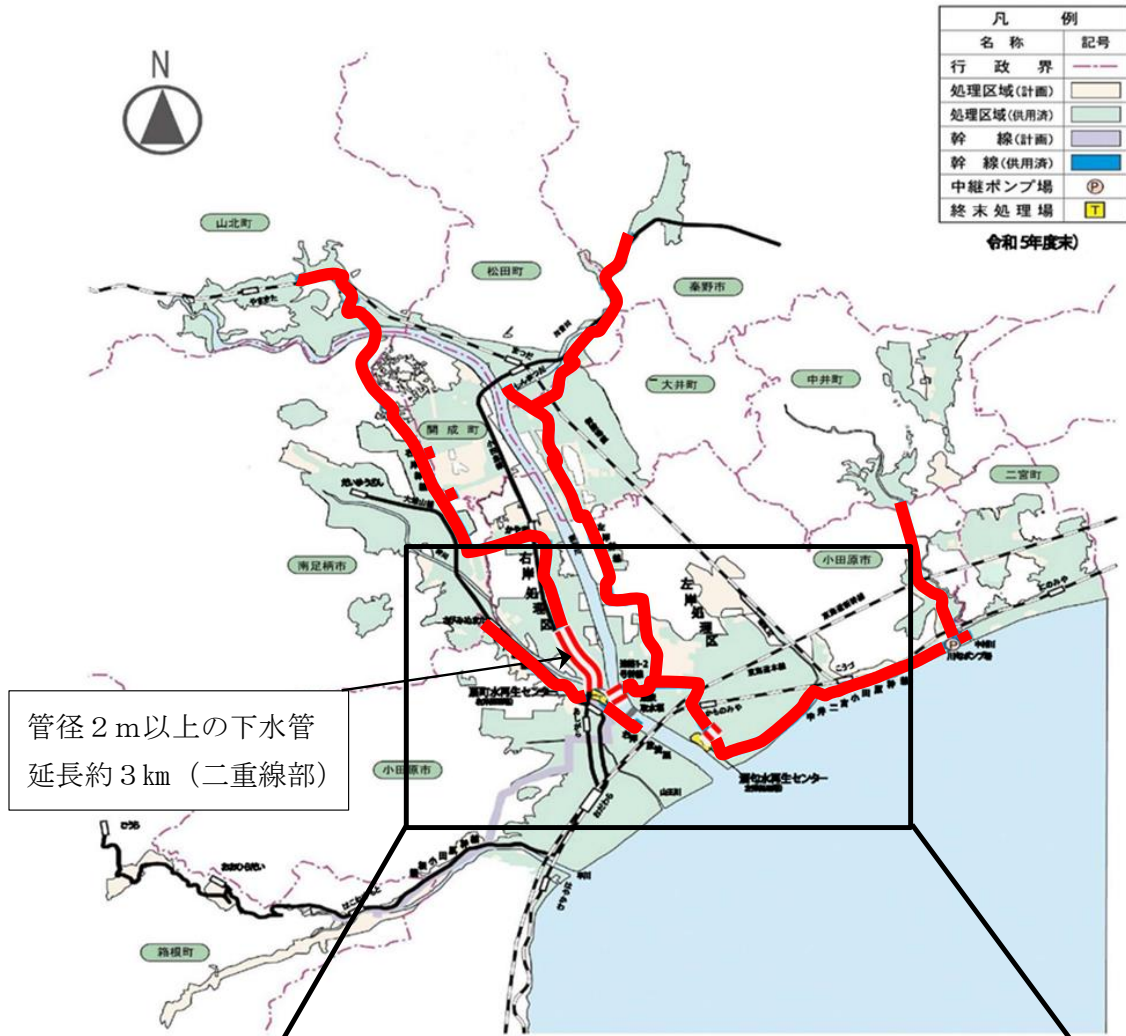
【参考】緊急点検実施箇所図

点検対象：県が管理する全ての下水管（延長約174km）

<相模川流域下水道>



<酒匂川流域下水道>



管径 2 m以上の下水管  
延長約 3 km (二重線部)

<拡大図>



事務連絡  
令和7年1月29日

都道府県下水道担当部長 殿  
政令指定都市下水道担当局長 殿  
（上記、各地方整備局等経由）  
市町村下水道担当部長・課長 殿  
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

### 下水道管路施設に対する緊急点検について

令和7年1月28日に埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック一台が巻き込まれるとともに、約120万人に下水道（洗濯や風呂）の使用自粛を呼びかけるなど、大きな影響が発生しました。当該道路陥没は地下約10mに流域下水道幹線（管径4.75m、昭和58年整備）が埋設されており、下水道管の腐食等が原因と考えられております。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、平成27年の下水道法改正において創設した維持修繕基準に基づき、適切な時期に点検を行うとともに、点検により施設に異状があることが把握された場合は、補修を行うなど、適切な施設管理を徹底することで、下水道の破損に起因する道路陥没の未然防止に努めていただくようお願いします。

つきましては、このような事態とならないことを目的として、流域下水道管理者が管理する晴天時1日最大処理量300,000 m<sup>3</sup>/日以上の大規模な下水処理場に接続する口径2,000mm以上の下水道管路について、腐食等の施設の異状により道路陥没の恐れが無いか「下水道維持管理指針 実務編-2014年版-（公益社団法人 日本下水道協会）」に基づき目視等による緊急点検を行うとともに、点検により施設に異状があることを把握された場合には、各道路管理者とも連携の上、補修を行うなど適切な措置を検討いただきますようお願いいたします。

なお、目視等による緊急点検結果については別添様式により、令和7年2月7日（金）までに提出をお願いします。

#### 【提出先及び問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課  
事業マネジメント推進室  
担当：土師、岩井  
電話：03-5253-8111(内線34225)  
E-mail：hashi-k2uv@mlit.go.jp  
iwai-m2zm@mlit.go.jp

令和7年1月30日  
記者発表資料

## 埼玉県の道路陥没事故を受け、流域下水道管の緊急点検を実施します

本年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、次のとおり流域下水道管の緊急点検を実施します。

### 緊急点検の概要

#### (1) 点検対象

大きな事故が発生するおそれのある、埼玉県流域下水道管と同程度の下水道管を対象とします。具体的には、処理流量 300,000 m<sup>3</sup>/日以上処理場に接続する管径 2,000 mm以上の下水道管を点検します。(相模川流域下水道の延長約 58 km 参考2 参照)

#### (2) 一次点検

流域下水道管が埋設されている路面の変状及び管路内の汚水の流下状況※を目視で確認します。(点検期間は2月7日まで)

※管路内への土砂の流入により汚水の流れが阻害されていないか等

#### (3) 二次点検

一次点検で変状等が認められた箇所、及びこれまでの定期点検で補修を要するとされた 65 箇所について、テレビカメラを用いて、管路内部の劣化の進行状況などを調査します。

#### (4) 点検後の対応

緊急点検により異常が発見された場合には、速やかに必要な補修を行います。

一次点検、二次点検とも、結果については、後日、県流域下水道整備事務所のホームページで公表します。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ws2/cnt/f5739/index.html>

### <参考1>これまでの流域下水道管の定期点検状況

本県では、相模川流域下水道と酒匂川流域下水道あわせて、延長約 174km の流域下水道管を管理しており、下水道法等に基づく定期点検を実施しています。

#### (1) 点検方法

- ・地表面の異常等を目視で確認する地上点検(年2回)
- ・管路内部の破損等を確認するテレビカメラ調査(腐食のおそれが高い区間は5年に1度実施。その他の区間は7区間に分割し、毎年1区間ごと実施)

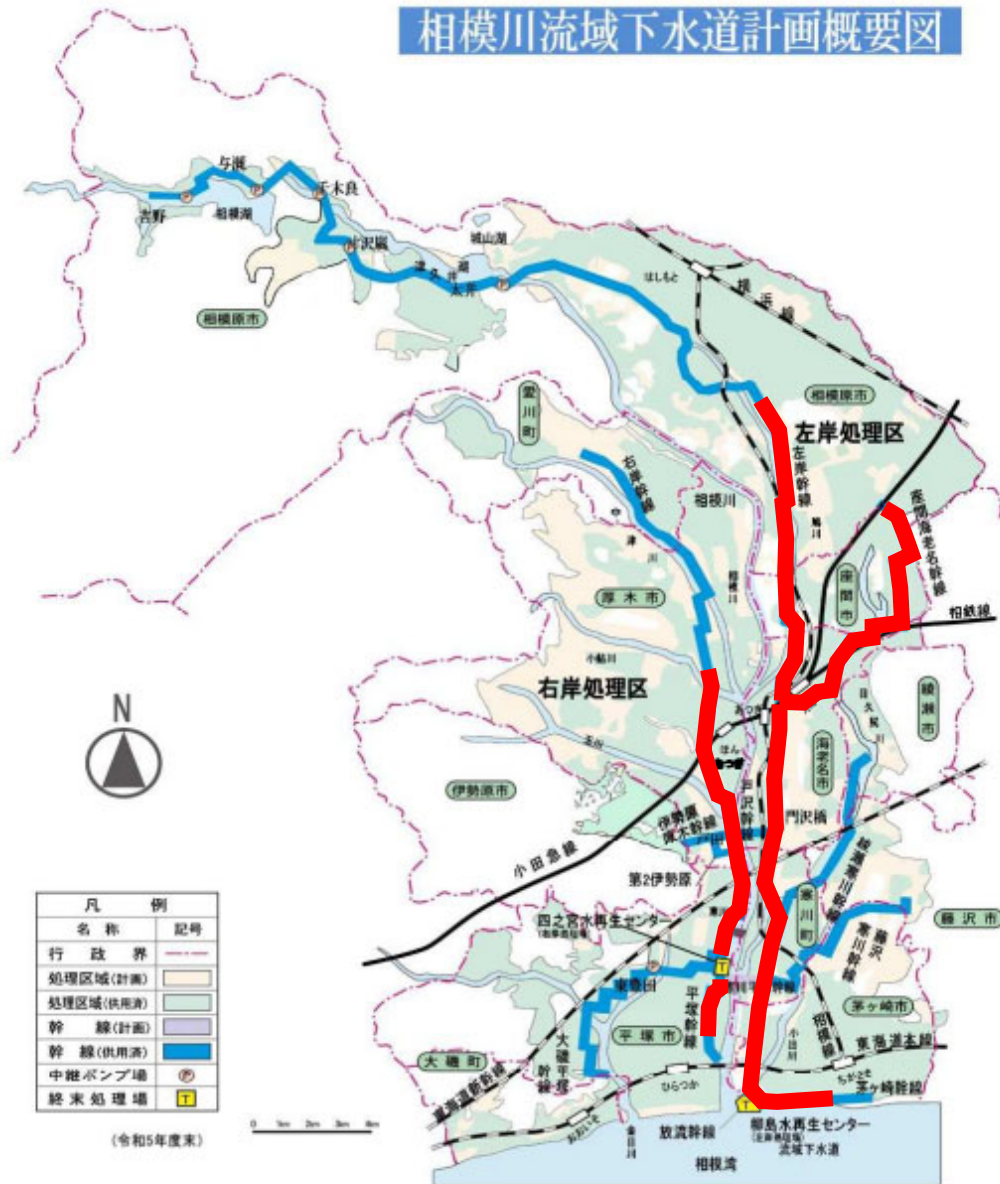
(2) 今回の緊急点検対象区間におけるこれまでの定期点検結果  
 令和5年度末時点で、補修を要するとされた65箇所のうち、大きな事故の要因となりうる緊急に補修を要する箇所は5箇所、令和6年度内に対策を行います。  
 残りの緊急性はないが補修の必要性がある60箇所は、今後3年間で順次補修することとしています。

**<参考2>相模川流域下水道の概要と緊急点検の実施箇所**

処理区域：相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、愛川町

総延長：約127 km

緊急点検実施箇所：下図赤線の延長約58 km



## 問合せ先

---

神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課

課長 飯塚 電話 045-210-6440

流域下水道グループ 丸山 電話 045-210-6453

事務連絡  
令和7年1月31日

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、奈良県  
下水道担当部長 殿  
(関東、近畿地方整備局経由)

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

#### 緊急点検に関連した路面下空洞調査について

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没を踏まえ、別紙1の通り「下水道管路施設に対する緊急点検について（令和7年1月29日付け事務連絡）」を発出していますが、緊急点検の対象となる下水道管路については、下水道の破損に起因する道路陥没を未然に防止するため、当該管路上の道路について、道路管理者と協議のうえ、調査車両等による路上からの空洞調査を実施いただきますようお願いいたします。

空洞調査により路面下の空洞が確認された場合には、道路管理者と協議のうえ適切な措置をしていただきますようお願いいたします。

空洞調査の実施状況については別添様式により、令和7年2月7日（金）までに提出をお願いします。

また、都道府県等の道路担当者に対しては、国土交通省道路局より別紙2、3の通り、「下水道管が原因と思われる道路の陥没事故について（注意喚起）（令和7年1月29日付け事務連絡）」及び「下水道管路施設に対する緊急点検について（協力依頼）（令和7年1月29日付け事務連絡）」が通知されていますので、ご参照ください。

#### 【提出先及び問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課  
事業マネジメント推進室

担当：土師、岩井

電話：03-5253-8111(内線 34225)

E-mail：hashi-k2uv@mlit.go.jp

iwai-m2zm@mlit.go.jp

**（別添様式）事務連絡「緊急点検に関連した路面下空洞調査について」**

都道府県名： ○○県

流域下水道名	道路管理者			緊急点検対象の 下水道管路上の 道路延長（m）	速報結果	
	道路管理者区分	道路管理者	路線名		路面陥没の可能性が 高い空洞（箇所）※1	空洞の反応があった 箇所（箇所）※2
○○流域	国	○○地方整備局or○○県or○○市	国道●号	○○m	0	3
○○流域	県	○○県	県道●●線			
◇◇流域	市区町村	○○市	市道●●線			
◇◇流域	市区町村	◇◇市				

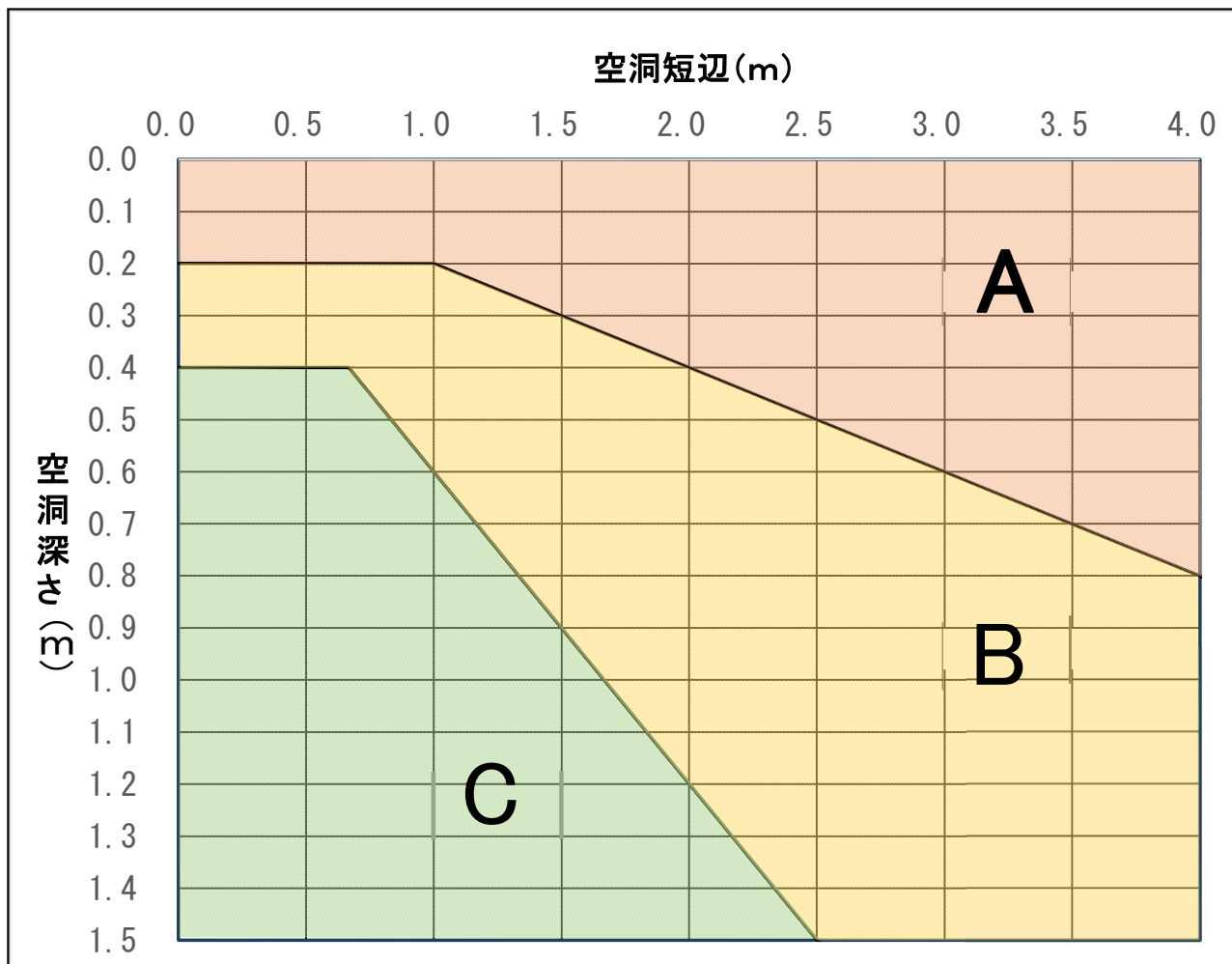
※1 「路面陥没の防止に関するガイドライン（案）（国土交通省 関東地方整備局）」における可能性判定表のAを想定

※2 「路面陥没の防止に関するガイドライン（案）（国土交通省 関東地方整備局）」における可能性判定表のB・Cを想定

空洞の判定については、上記のガイドラインを参考にするか、各管理者の判定基準がある場合はそちらを使用可。

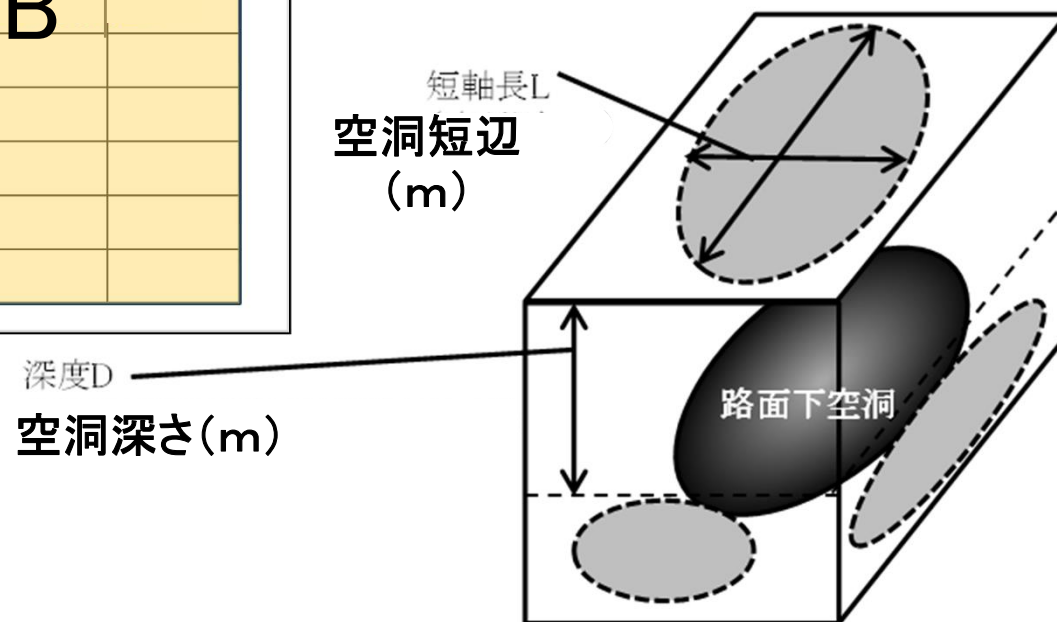
# 路面陥没の可能性判定表(例)

引用：路面陥没の防止に関するガイドライン（案）（国土交通省 関東地方整備局）



路面陥没の可能性判定表（例）

A	路面陥没発生の可能性が高い
B	路面陥没発生の可能性が中程度
C	路面陥没発生の可能性が低い



事務連絡  
令和7年1月29日

都道府県下水道担当部長 殿  
政令指定都市下水道担当局長 殿  
（上記、各地方整備局等経由）  
市町村下水道担当部長・課長 殿  
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

### 下水道管路施設に対する緊急点検について

令和7年1月28日に埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック一台が巻き込まれるとともに、約120万人に下水道（洗濯や風呂）の使用自粛を呼びかけるなど、大きな影響が発生しました。当該道路陥没は地下約10mに流域下水道幹線（管径4.75m、昭和58年整備）が埋設されており、下水道管の腐食等が原因と考えられております。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、平成27年の下水道法改正において創設した維持修繕基準に基づき、適切な時期に点検を行うとともに、点検により施設に異状があることが把握された場合は、補修を行うなど、適切な施設管理を徹底することで、下水道の破損に起因する道路陥没の未然防止に努めていただくようお願いします。

つきましては、このような事態とならないことを目的として、流域下水道管理者が管理する晴天時1日最大処理量300,000 m<sup>3</sup>/日以上の大規模な下水処理場に接続する口径2,000mm以上の下水道管路について、腐食等の施設の異状により道路陥没の恐れが無いか「下水道維持管理指針 実務編-2014年版-（公益社団法人 日本下水道協会）」に基づき目視等による緊急点検を行うとともに、点検により施設に異状があることを把握された場合には、各道路管理者とも連携の上、補修を行うなど適切な措置を検討いただきますようお願いいたします。

なお、目視等による緊急点検結果については別添様式により、令和7年2月7日（金）までに提出をお願いします。

#### 【提出先及び問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課  
事業マネジメント推進室  
担当：土師、岩井  
電話：03-5253-8111(内線34225)  
E-mail：hashi-k2uv@mlit.go.jp  
iwai-m2zm@mlit.go.jp

(別添様式) 下水道管路施設に対する緊急点検

都道府県	市町村等団体名	事業名	処理場名	対象区域の排除方式	水処理施設・晴天時1日最大処理量・現在(現有施設能力)(m <sup>3</sup> /日)	2000mm以上の対象管路延長(m)	管渠口径(mm) ※記載例 2,000~4,000	点検結果		
								1: 異状あり 2: 異状なし	異状ありの場合	
									異状の内容	措置の内容
11. 埼玉県	荒川左岸流域	流域下水道	荒川水循環センター	分流一部合流	955,800	59,105				
11. 埼玉県	荒川右岸流域	流域下水道	新河岸川水循環センター	分流一部合流	697,900	63,057				
11. 埼玉県	中川流域	流域下水道	中川水循環センター	分流	613,200	61,750				
12. 千葉県	印旛沼流域	流域下水道	花見川終末処理場	分流	395,200	50,410				
12. 千葉県	江戸川左岸流域	流域下水道	江戸川第二終末処理場	分流	464,000	46,965				
13. 東京都	荒川右岸東京流域	流域下水道	清瀬水再生センター	分流	364,450	28,097				
14. 神奈川県	相模川流域	流域下水道	相模川流域下水道右岸処理場	分流一部合流	304,700	57,680				
14. 神奈川県	相模川流域	流域下水道	相模川流域下水道左岸処理場	分流一部合流	510,800					
27. 大阪府	寝屋川流域	流域下水道	鴻池水みらいセンター	合流一部分流	331,000	108,978				
27. 大阪府	寝屋川流域	流域下水道	川俣水みらいセンター	合流一部分流	380,000					
27. 大阪府	猪名川流域	流域下水道	原田処理場	分流一部合流	425,500	5,100				
28. 兵庫県	武庫川流域	流域下水道	武庫川下流浄化センター	分流一部合流	357,000	27,530				
29. 奈良県	大和川上流・宇陀川流域	流域下水道	浄化センター	分流一部合流	331,500	30,519				

事務連絡  
令和7年1月29日

北海道開発局建設部	建設行政課長補佐	}	殿
	地方事業管理官		
	道路維持課課長補佐		
各地方整備局道路部	路政課長		
	地域道路課長		
	道路管理課長		
沖縄総合事務局開発建設部	建設行政課長		
	道路建設課長		
	道路管理課長		

道路局	路政課	道路利用調整室	専門調査官
	国道・技術課		課長補佐
		道路メンテナンス企画室	課長補佐
		環境安全・防災課	課長補佐

下水道管が原因と思われる道路の陥没事故について（注意喚起）

令和7年1月28日に、埼玉県八潮市の県道において、下水道管が原因と思われる道路陥没が発生し、第三者被害が生じる事故が発生したので共有します。

今後、全国の下水道部局において緊急点検を行う見込みであるため、各道路管理者においても、連携の上、対応してください。

なお、今後の更なる対応については、改めて連絡します。

また、貴管内の都道府県・政令市に対して本事務連絡の内容を共有するとともに、都道府県から管内の市町村（政令市除く）に対し、本事務連絡の内容を共有するようお願いします。

事務連絡  
令和7年1月29日

北海道開発局建設部	建設行政課長補佐	}	殿	
	地方事業管理官			
	道路維持課課長補佐			
各地方整備局道路部	路政課長			
	地域道路課長			
	道路管理課長			
沖縄総合事務局開発建設部	建設行政課長			
	道路建設課長			
	道路管理課長			
	道路局	路政課	道路利用調整室	専門調査官
		国道・技術課		課長補佐
		道路メンテナンス企画室		課長補佐
		環境安全・防災課		課長補佐

#### 下水道管路施設に対する緊急点検について（協力依頼）

令和7年1月28日に埼玉県八潮市の県道において、下水道管が原因と思われる道路陥没により、第三者被害が生じる事故が発生しました。

この事故を受けて、水管理・国土保全局下水道事業課事業マネジメント推進室長より、都道府県等の下水道担当者に対し、別紙の通り、下水道管路施設の緊急点検の実施について通知されたことから周知します。

緊急点検に伴う異状箇所の補修などの場合においては、下水道管理者と連携の上、対応をお願いします。

なお、貴管内の都道府県・政令市に対して本事務連絡の内容を共有するとともに、都道府県から管内の市町村（政令市除く）に対し、本事務連絡の内容を共有するようお願いします。

令和7年2月3日  
記者発表資料

## 流域下水道管の緊急点検に空洞調査を追加します

埼玉県の道路陥没事故を受け、流域下水道管の緊急点検を行うことについて、1月30日にお知らせし、現在実施中ですが、このたび、国土交通省から、道路の路面下の空洞調査を実施するよう要請がありましたので、緊急点検の項目に空洞調査を追加して実施します。

### 空洞調査の概要

- 目的：流域下水道管が埋設されている道路の路面下の空洞の有無を確認する。
- 調査方法：専用の調査車両により路上からレーダー（電磁波）を道路に照射し、その反射波を解析することにより空洞箇所を探し出す。（路面下約3mの空洞を確認することが可能）
- 調査対象：相模川流域下水道の延長約58km（緊急点検の一次調査実施箇所と同じ）
- 調査期間：2月7日まで（緊急点検の一次調査実施期間と同じ）
- 調査後の対応：空洞調査により異常が発見された場合には、速やかに必要な措置を行います。  
結果については、後日、県流域下水道整備事務所のホームページで公表します。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ws2/cnt/f5739/index.html>

調査概要図：



出典：国土交通省九州地方整備局ホームページより

## ＜参考＞ 1月30日に発表した緊急点検の概要

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h2v/prs/r4901501.html>

### (1) 点検対象

大きな事故が発生するおそれのある、埼玉県流域下水道管と同程度の下水道管を対象とします。具体的には、処理流量 300,000 m<sup>3</sup>/日以上 of 処理場に接続する管径 2,000 mm以上の下水道管を点検します。(相模川流域下水道の延長約 58 km)

### (2) 一次点検

流域下水道管が埋設されている路面の変状及び管路内の汚水の流下状況(注)を目視で確認します。(点検期間は2月7日まで)

注 管路内への土砂の流入により汚水の流れが阻害されていないか等

### (3) 二次点検

一次点検で変状等が認められた箇所、及びこれまでの定期点検で補修を要するとされた 65 箇所について、テレビカメラを用いて、管路内部の劣化の進行状況などを調査します。

### (4) 点検後の対応

緊急点検により異常が発見された場合には、速やかに必要な補修を行います。

一次点検、二次点検とも、結果については、後日、県流域下水道整備事務所のホームページで公表します。

## 問合せ先

---

神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課

課長 飯塚 電話 045-210-6440

流域下水道グループ 丸山 電話 045-210-6453

令和7年2月7日  
記者発表資料

## 相模川流域下水道管の緊急点検（一次点検）結果及び今後の緊急点検について

埼玉県道路陥没事故を受け、埼玉県流域下水道管と同規模の下水管を対象に緊急点検（一次点検）を実施した結果、現在までに異常は認められませんでした。  
また、多くの皆様に安心していただくため、緊急点検の範囲を県が管理する全ての流域下水道管（全延長約174km）に拡げます。

### 1 一次点検結果

事故があった管と同規模の相模川流域下水道、約58km について、管が埋設されている道路における段差などの変状や、303箇所あるマンホール内の下水の流下状況を、目視で点検した結果、異常はありませんでした。

また、地中の空洞を把握できるレーダー探査車により路面下の空洞の有無を調査した結果、現在のところの速報結果として、空洞は確認されていません。なお、詳細なデータは、現在分析中ですが、分析が終了し次第、結果をご案内いたします。

#### 点検結果概要

調査項目	調査期間	摘要
道路の変状調査	令和7年1月30日、2月3日	58km
下水の流下状況調査	令和7年2月3日から7日	303箇所
空洞調査	令和7年2月4日から7日	49km(探査車が走行可能な区間)

緊急点検の結果については、県流域下水道整備事務所のホームページでも確認できます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ws2/cnt/f5739/index.html>

### 2 今後の緊急点検

#### (1) 一次点検の拡大

これまで、処理流量300,000m<sup>3</sup>/日以上以上の処理場に接続する管径2,000mm以上の下水管を対象に点検を実施してきましたが、今後、県が管理する全ての流域下水道管に点検範囲を拡大していきます。（全延長約174km）

このうち、優先度の高い酒匂川流域下水道の管径2,000mm以上の下水管（延長約3km）については、2月14日までに点検を完了させ、その他の下水管については、その後に実施していきます。

(2) 二次点検の実施

一次点検で異常が確認された箇所については、管路内にテレビカメラを入れて詳細な調査を実施します。

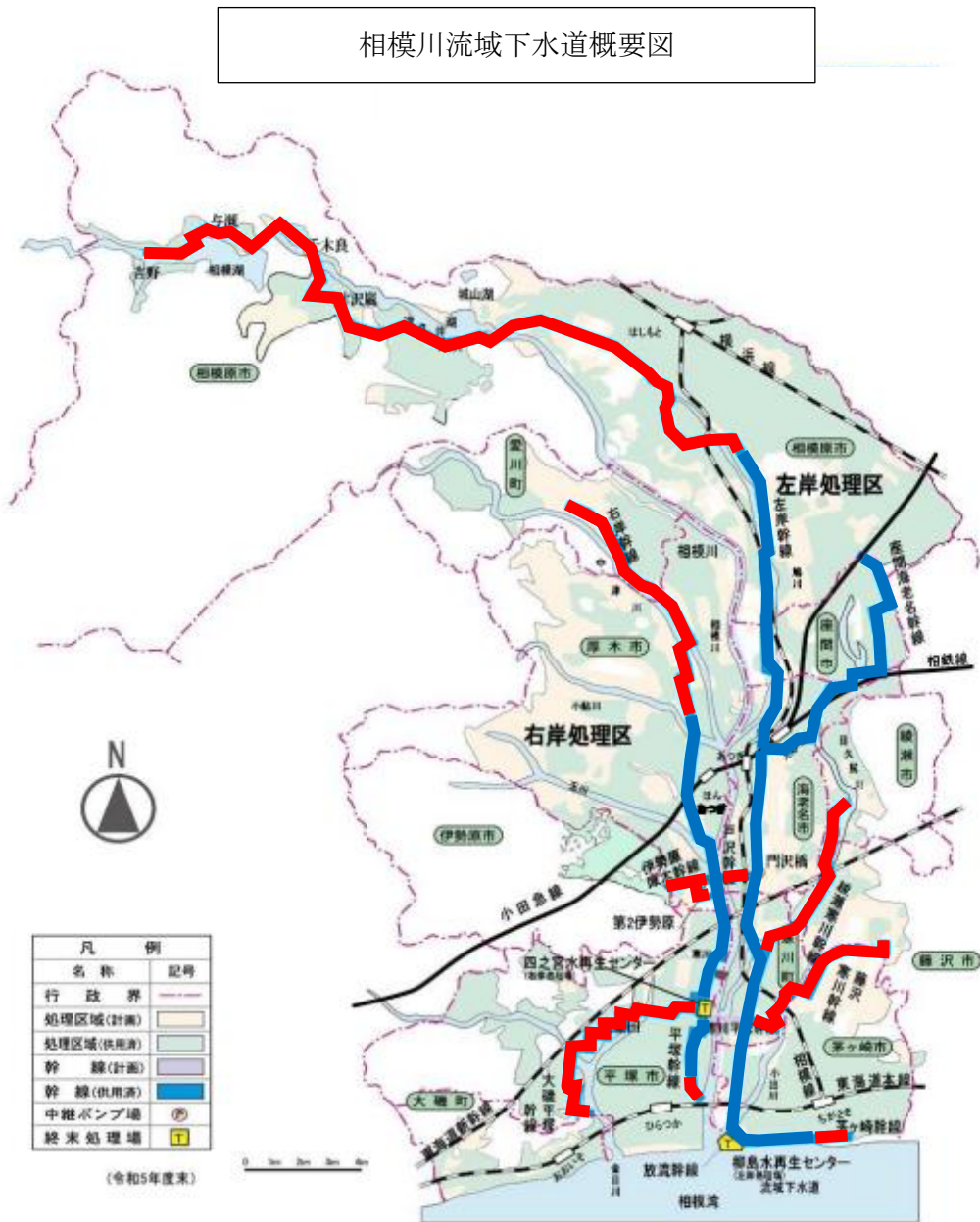
また、令和7年1月30日付でお知らせしたとおり、埼玉県流域下水道管と同規模の下水管がある約58kmの区間（本日までに一次点検を実施済）について、令和5年度末時点で補修を要するとされている65箇所は、同様の調査により劣化の進行状況などを確認していきます。

なお、これらの調査により、異常が発見された箇所は、速やかに必要な補修を行います。

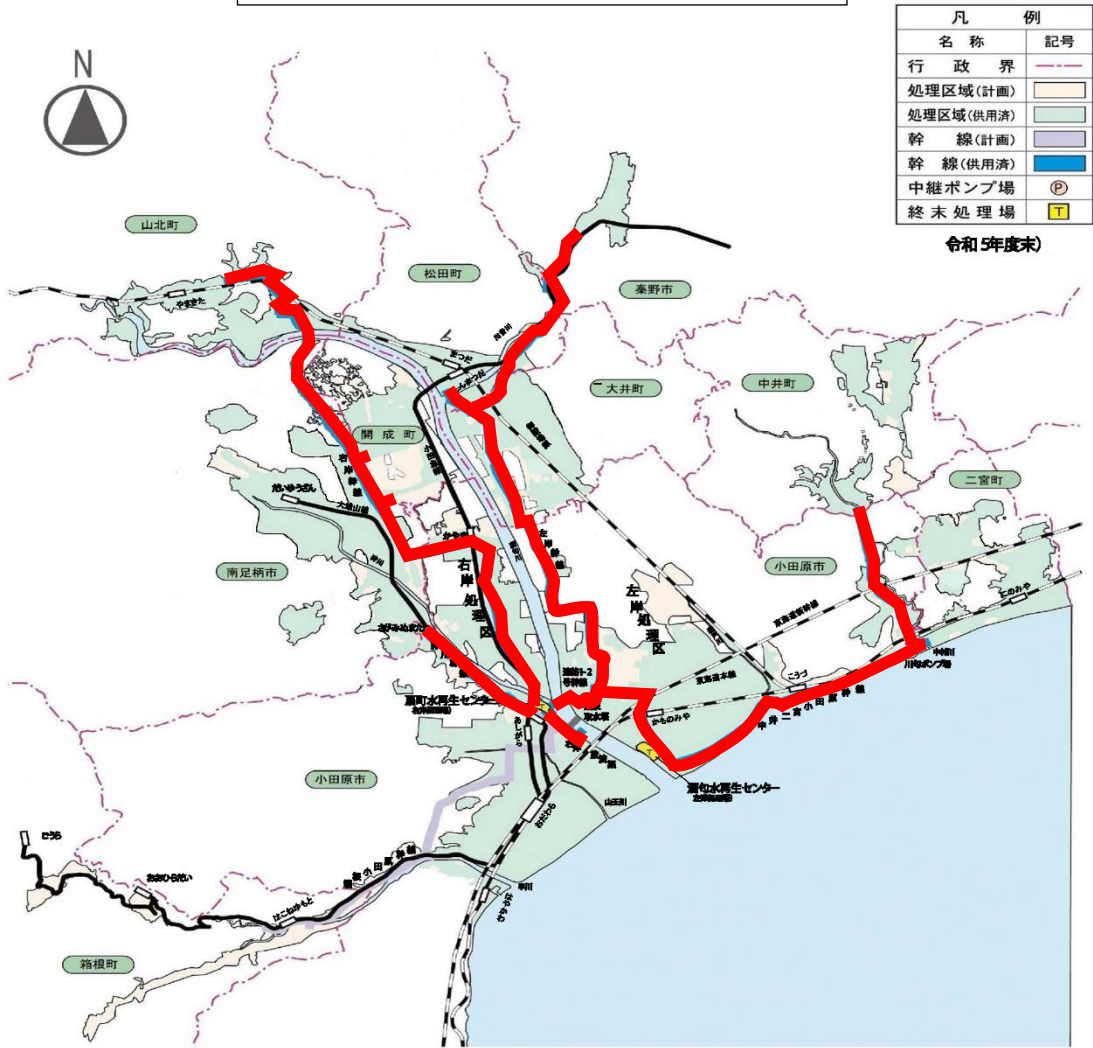
<参考1> 拡大して実施する緊急点検実施箇所

総延長：約174km

緊急点検拡大箇所：下図赤線の延長約116km（一次点検実施済：下図青線の延長約58km）



酒匂川流域下水道概要図



1月30日に発表した内容

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h2v/prs/r4901501.html>

2月3日に発表した内容

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h2v/prs/r2006593.html>

問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課

課長 飯塚 電話 045-210-6440

流域下水道グループ 丸山 電話 045-210-6453

令和7年2月13日  
記者発表資料

## 相模川流域下水道の緊急点検における空洞の確認について

県では、埼玉県道路陥没事故を受け、県が管理する下水管の緊急点検を実施していますが、埼玉県流域下水道管と同規模の下水管(約58km)を対象に実施したレーダー探査車による空洞調査において、深さ1.5mまでの詳細なデータを分析したところ、下水管に起因するものではない空洞がありました。

- 1 空洞が判明した箇所  
平塚市田村7丁目地内(平塚市道田村1号線)
- 2 空洞の状況  
道路面から0.2mの位置において、深さ約0.8m、縦約1.0m、横約0.8m
- 3 データ分析による空洞確認とその後の措置  
2月10日に、データ分析から道路陥没の発生の高い空洞箇所が判明したことから、道路管理者である平塚市に連絡し、現地で掘削を行い、空洞の規模を確認  
下水管に起因するものではないことを確認のうえ、その日のうちに埋戻し材を投入し、補修を実施
- 4 その他  
レーダー探査車による深さ1.5mから3mのデータを分析中で、空洞が発見された場合は速やかに現地を確認していく

<参考> 補修を実施した箇所と現場写真

位置図



<参考>

1月30日に発表した内容

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h2v/prs/r4901501.html>

2月3日に発表した内容

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h2v/prs/r2006593.html>

2月7日に発表した内容

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h2v/prs/r5439827.html>

## 問合せ先

---

神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課

課長 飯塚 電話045-210-6440

流域下水道グループ 丸山 電話045-210-6453

令和7年2月18日  
記者発表資料

## 流域下水道管の緊急点検のこれまでの結果について

県では、埼玉県道路陥没事故を受け、県が管理する下水管(約174km)を対象に、緊急点検を実施しています。

このたび、県が管理する下水管(約174km)が埋設されている全ての道路の目視による変状調査、及び管径2m以上の全ての下水管(約61km)の流下状況調査と路面下の空洞調査(深さ1.5mまで)が完了し、特段の異常は認められませんでしたので、お知らせします。

### 1 これまでの経過

- 1月30日 緊急点検を開始
- 2月3日 緊急点検にレーダー探査車による空洞調査を追加
- 2月7日まで 事故のあった管と同規模の相模川流域下水道の管径2m以上の下水管(約58km)について、道路における段差などの変状や、303箇所あるマンホール内の下水の流下状況を目視で点検した結果、特段の異常がないことを確認  
また、レーダー探査車による空洞調査の速報として特段の異常がないことを確認
- 2月13日まで 相模川流域下水道の延長約58kmの空洞調査において、路面下の深さ1.5mまでのレーダーのデータを分析した結果、道路陥没のおそれが高い空洞が1箇所認められたものの、下水管に起因するものではないことを確認

### 2 これまでの点検結果

#### (1) 目視による道路の変状調査

県が管理する全ての下水管約174km(相模川流域下水道の約58kmは2月7日までに実施済)について、管が埋設されている道路における段差などの変状の目視による点検が完了し、特段の異常は認められませんでした。

#### (2) 目視による下水の流下状況調査

県が管理する管径2m以上の全ての下水管約61km(相模川流域下水道の約58kmは2月7日までに実施済)について、320箇所あるマンホール内の下水の流下状況の目視による点検が完了し、特段の異常は認められませんでした。

### (3) レーダー探査車による空洞調査

県が管理する管径 2 m 以上の全ての下水管約 61km（相模川流域下水道の約 58km は 2 月 13 日までに実施済）について、路面下の深さ 1.5m までのレーダーのデータ分析が完了し、特段の異常は認められませんでした。

緊急点検の結果については、県流域下水道整備事務所のホームページでも確認できます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ws2/cnt/f5739/index.html>

### 3 今後の緊急点検

引き続き、残る下水の流下状況調査と空洞調査を実施していきます。

この点検で異常が確認された箇所については、二次点検として管路内にテレビカメラを入れて詳細な調査を実施します。

なお、これらの調査により、異常が発見された箇所は、速やかに必要な補修を行います。

<点検状況>

調査項目		管径 2 m 以上 (延長約 61km)	管径 2 m 未満 (延長約 113km)
目視による道路の変状調査		異常なし※	異常なし※
目視による下水の流下状況調査		異常なし※	実施中
レーダー探査車による 空洞調査	深さ 1.5m まで	異常なし※	今後実施
	深さ 1.5～3m	データ分析中	

※は、今回更新した点検結果。太枠内は残る調査。

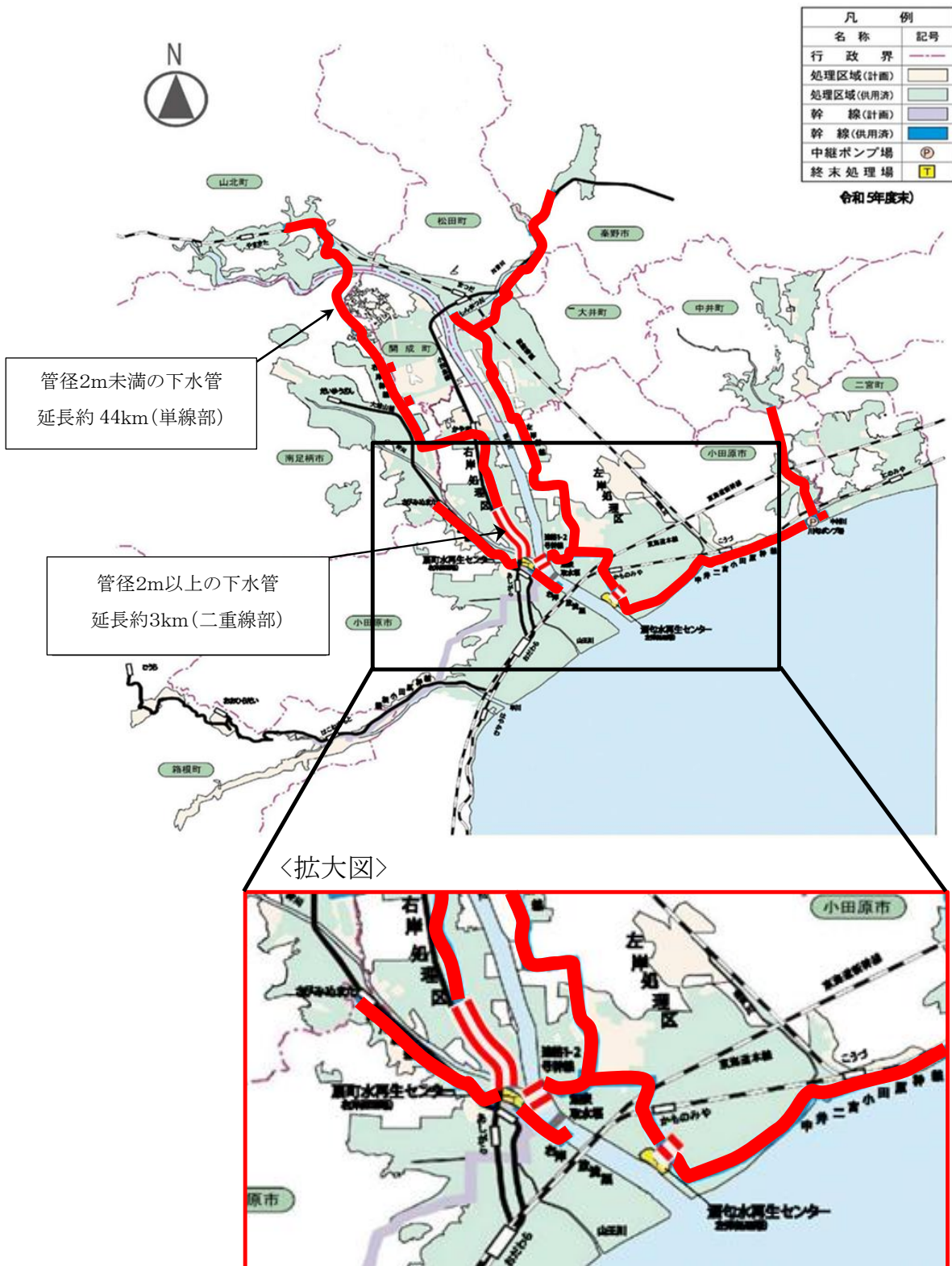
<参考>緊急点検実施箇所図

○点検対象 県が管理する全ての下水管（延長約174km）

1 相模川流域下水道 延長約127km（管径2m以上：約58km、管径2m未満：約69km）



2 酒匂川流域下水道 延長約47km (管径 2 m以上 : 約 3 km、管径 2 m未満 : 約44km)



問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課  
 課長 飯塚 電話 045-210-6440  
 流域下水道グループ 丸山 電話 045-210-6453

事務連絡  
令和7年3月18日

都道府県下水道担当部長 殿  
政令指定都市下水道担当局長 殿  
（上記、各地方整備局等経由）  
市町村下水道担当部長 殿  
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道事業課 事業マネジメント推進室長

### 下水道管路の全国特別重点調査について（依頼）

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省では、2月21日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置しました。

今般、同委員会において、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、下水道管路の全国特別重点調査を実施すべきとの提言がとりまとめられました。

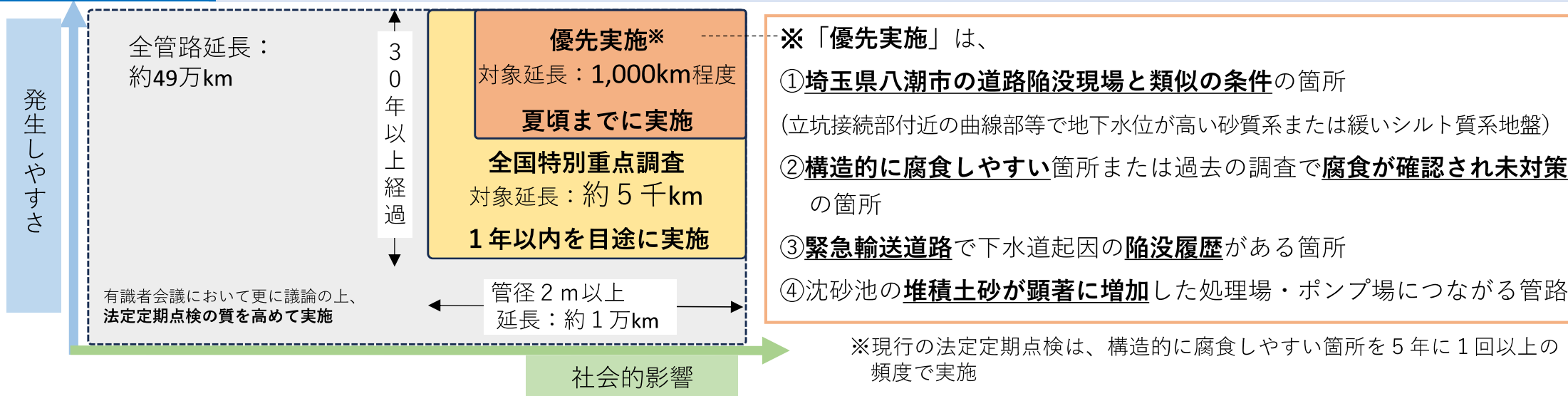
国土交通省では、この提言（別添）を踏まえ、下水道管路の全国特別重点調査の実施を要請することといたしました。対象となる下水道管理者におかれましては、各道路管理者とも連携の上、全国特別重点調査を実施いただきますようお願いいたします。

なお、調査にあたっては、安全確保に最大限留意いただくとともに、調査により施設に異状があることを把握された場合には、速やかに応急措置としての修繕や改築を行うなど適切な対策を実施いただきますようお願いいたします。

また、全国特別重点調査の対象外となる施設においても、引き続き、下水道法の維持修繕基準に基づき、適切な施設管理を徹底するとともに、本提言を参考に、下水道の破損に起因する道路陥没の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

# 下水道管路の全国特別重点調査の概要

## 1. 調査対象： 調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



## 2. 調査方法の高度化： 調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

- 管路内調査：潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査  
※優先実施箇所では、緊急度がⅠ,Ⅱに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施
- 空洞調査：緊急度がⅠ,Ⅱと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

## 3. 判定基準の強化： 全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

緊急度	現行の判定基準	強化	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	ランクAが2項目以上	強化	ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
Ⅱ	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上		ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施

※原則1年以内

# 埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没を踏まえた 下水道管路の全国特別重点調査の実施について(提言)

令和7年3月17日  
下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた  
対策検討委員会

## 1. 全国特別重点調査の実施について

- 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没は、トラックドライバーの方が今も行方不明となっており、一時は約120万人の方々が下水道の使用自粛を求められるなど、極めて重大な事態と認識すべきものである。
- 国土交通省は、事故発生直後に、事故の陥没箇所と同様の大規模な下水道管路の緊急点検を地方公共団体に要請した。ただし、1週間という期間での緊急的な点検のため、その対象箇所や点検方法は限定的であり、十分とは言えない。
- また、3月7日に秋田県男鹿市で管路補修工事中に作業員が亡くなる事故が発生した。
- 八潮市の道路陥没事故原因の究明は現時点ではなされていない中ではあるが、できる限り、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安心・安全が得られるよう、今回の事故の事象や下水道、地盤、トンネル等に係る科学的・経験的な知見に基づき、対象を重点化した上で、安全確保に最大限留意しつつ、現状で適用可能な技術を総動員して全国特別重点調査を実施し、調査結果に応じた必要な措置を講ずべきである。

## 2. 調査対象(別紙1)

- 全国特別重点調査の対象は、大規模陥没につながる要素と事故時の影響度の観点から「大口径」で「古い基準の構造」の管路を基本としつつ、調査の実効性を高めるため、これらのうち以下のいずれかに該当する箇所の調査を優先的に実施すべきである。
  - ① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所
  - ② 管路の腐食しやすい箇所
  - ③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所
  - ④ その他

## 3. 調査方法(別紙2)

- 全国特別重点調査には、従来行われてきた潜行目視やテレビカメラによる目視調査に加えて、打音調査等による定量的な劣化調査や管路内からの地盤空洞調査といった新たな技術的方法を積極的に導入すべきである。また、管路内の水位が高い等により調査が困難な場合には下水道の使用自粛などについて住民の理解と協力を積極的に要請すべきである。

## 4. 調査スケジュール

- 上記2に示す優先的に実施すべき箇所は夏頃まで、それ以外の箇所は1年以内を目途とした調査完了を目標とすべきである。

## 5. その他

- 下水道以外の地下管路についても口径や経過年数、道路陥没の発生状況等を踏まえて、必要に応じて各管理者において点検の実施を検討すべきである。

## 調査対象

### 1. 調査対象

全国特別重点調査の対象は、内径 2 m 以上かつ、1994 年度以前\*<sup>1</sup> に設置・改築された管路とする。その調査方法は別紙 2 の 1(1)による。

\*<sup>1</sup>1994 年度より後に設置された管路は、陥没の発生件数が極めて少ない。また、「下水道施設計画・設計指針と解説-1994 年版- (日本下水道協会)」で、軟弱地盤等において、可とう性継手や、シールド工事における可とう性セグメントの使用が盛り込まれている。

### 2. 優先的に実施すべき箇所

上記 1 のうち、下記①～④に該当する箇所を優先的に実施する。その調査方法は、①～④のいずれかに該当する箇所については、別紙 2 の 1(1) 及び(2)－1 による。また、①～④の複数に該当する箇所については、別紙 2 の 1(1)及び(2)－2 による。

#### ① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所

構造上の施工困難箇所（立坑の接続部付近の曲線部\*<sup>2</sup> など）で地下水位が高い砂質系または緩いシルト質系の地盤\*<sup>3</sup>

\*<sup>2</sup> 目安として R=120m 以下

\*<sup>3</sup> 都道府県等が作成している「液状化マップ」や現場周辺のボーリング調査結果を活用し対象箇所を抽出

#### ② 管路の腐食しやすい箇所

- ・ 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は高低差が著しい箇所
- ・ 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所
- ・ 過去の調査で腐食（ランク C 以上）が確認され、防食などの対策が未実施の箇所

#### ③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所

緊急輸送道路で、下水道に起因して舗装に一定規模以上\*<sup>4</sup> の穴が空いた道路陥没があった箇所

\*<sup>4</sup> 目安として短辺の幅 50cm 以上かつ深さ 20cm 以上

#### ④ その他

沈砂池の堆積土砂が顕著に増加\*<sup>5</sup> した処理場やポンプ場につながる管路

\*<sup>5</sup> 直近 1 年間のデータを過年度のデータと比較するなどにより判断

## 1. 調査方法

### (1)別紙1の1に該当する箇所(1)の調査方法

(1)－1：潜行目視やテレビカメラ（ドローン、浮流式等を含む）により管路内（マンホール含む）の調査<sup>※1</sup>を全線にわたり実施し、原則として、専門家<sup>※2</sup>によるチェックを経ることとする。

なお、調査を効率的に実施するため、直近3年以内の調査結果を有効活用できることとするが、その場合であっても、専門家による再チェックを経るなど判定の質が十分に確保されるよう留意することとする。

<sup>※1</sup>シールド工事で施工した管路は、内面の二次覆工の劣化はもとより、構造体であるセグメントの劣化について特に留意して調査する。

<sup>※2</sup>コンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士

(1)－2：上記(1)－1の調査で、2.に示す判定基準によりIまたはIIと判定された場合は、空洞調査を実施する。

- ・埋設深が2m以浅の場合：路面からの空洞調査を実施する。
- ・埋設深が2mより深い場合：地上からの簡易な貫入試験（サウンディング試験）もしくは管路内からの空洞調査を実施する。

### (2)別紙1の2に該当する優先的に実施すべき箇所(2)の調査方法

上記(1)に加えて下記による。

(2)－1：別紙1の2①～④のいずれかに該当する箇所

ア：上記(1)－1の調査で、2.に示す判定基準によりIまたはIIと判定されなかった場合には、管路の健全度や安全度を定量的に評価するための打音調査（管に軽い衝撃を与えて発生する振動を計測する調査）等を実施する。

イ：上記アの調査で2.に示す判定基準によりIまたはIIと判定された場合は、上記(1)－2の空洞調査を実施する。

(2)－2：別紙1の2①～④の複数に該当する箇所

別紙1の2①～④の複数に該当する箇所については、上記(2)－1に加え、以下のような調査を補完的に行うことが望ましい。

- ・既往の空洞調査結果の活用
- ・処理場やポンプ場における下水の流量や水質、管路内の硫化水素濃度などの既存記録の確認・分析

上記(1)(2)の調査にあたっては、換気や流出防止措置などの安全対策を十分に実施すること。また、管路内の水位が高い等により調査が困難な場合には、深夜など流量の少ない時間帯に上流のポンプ場を停止し管内貯留をしつつ、住民にも深夜の下水道の使用自粛を要請するなど、最大限の水位低下を図り、調査を実施する。

## 2. 判定基準

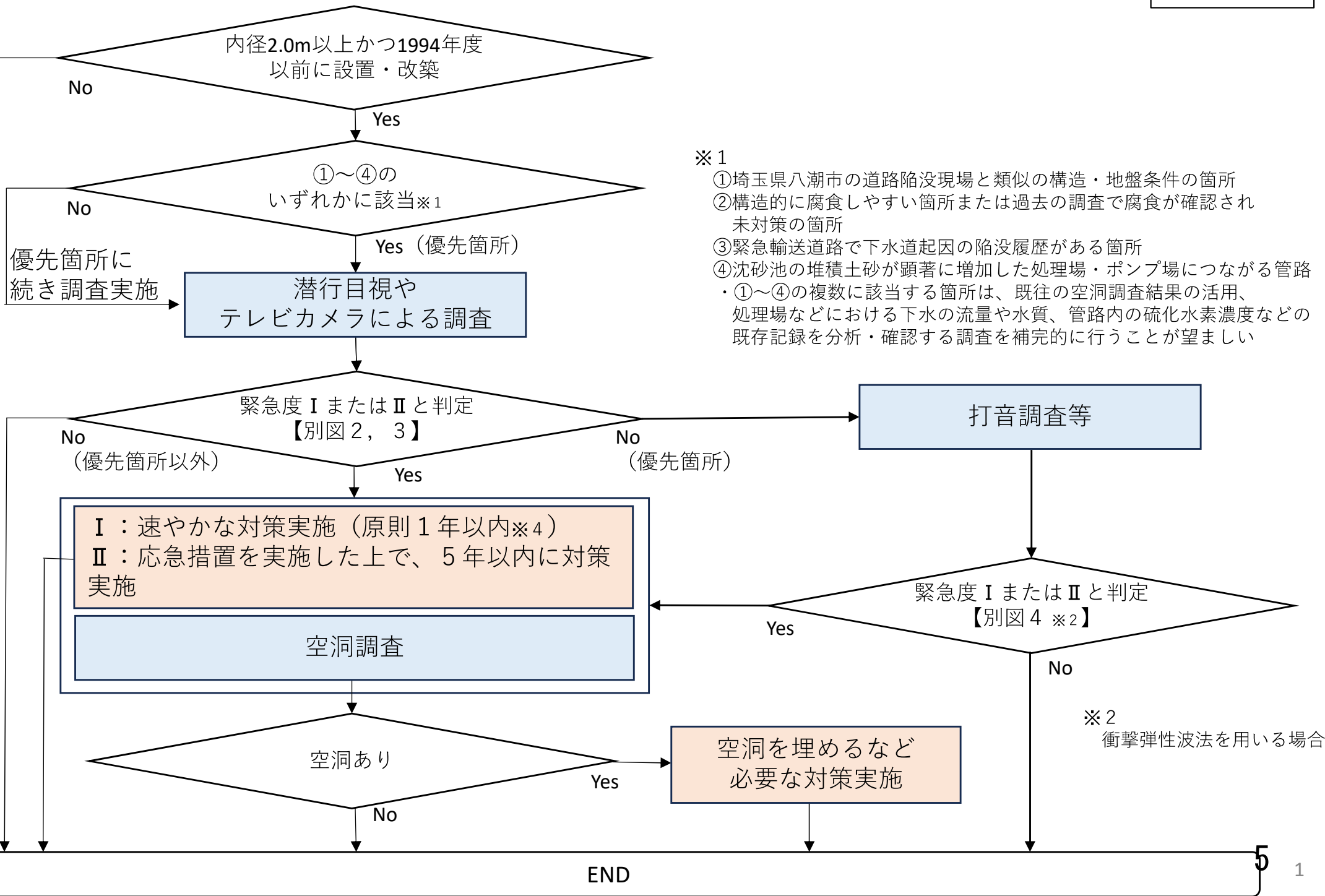
今回の全国特別重点調査においては、以下の判定基準とする。

- **上記の調査方法(1)－1の判定基準**：「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月 国土交通省）」における腐食、たるみ、破損のいずれかにランク A が有れば「I：速やかに対策を実施する<sup>※3</sup>」、B が有れば「II：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する」と判定する。
- **上記の調査方法(2)－1 アの判定基準**：「スクリーニング調査を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン（案）（平成27年12月 国土技術政策総合研究所）」における緊急度 I の場合は「I：速やかに対策を実施する<sup>※3</sup>」、緊急度 II の場合は「II：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する」と判定する。

<sup>※3</sup>原則1年以内（やむを得ない場合は応急措置を実施した上で、速やかに対策を実施）

# 全国特別重点調査の実施フロー

別図 1



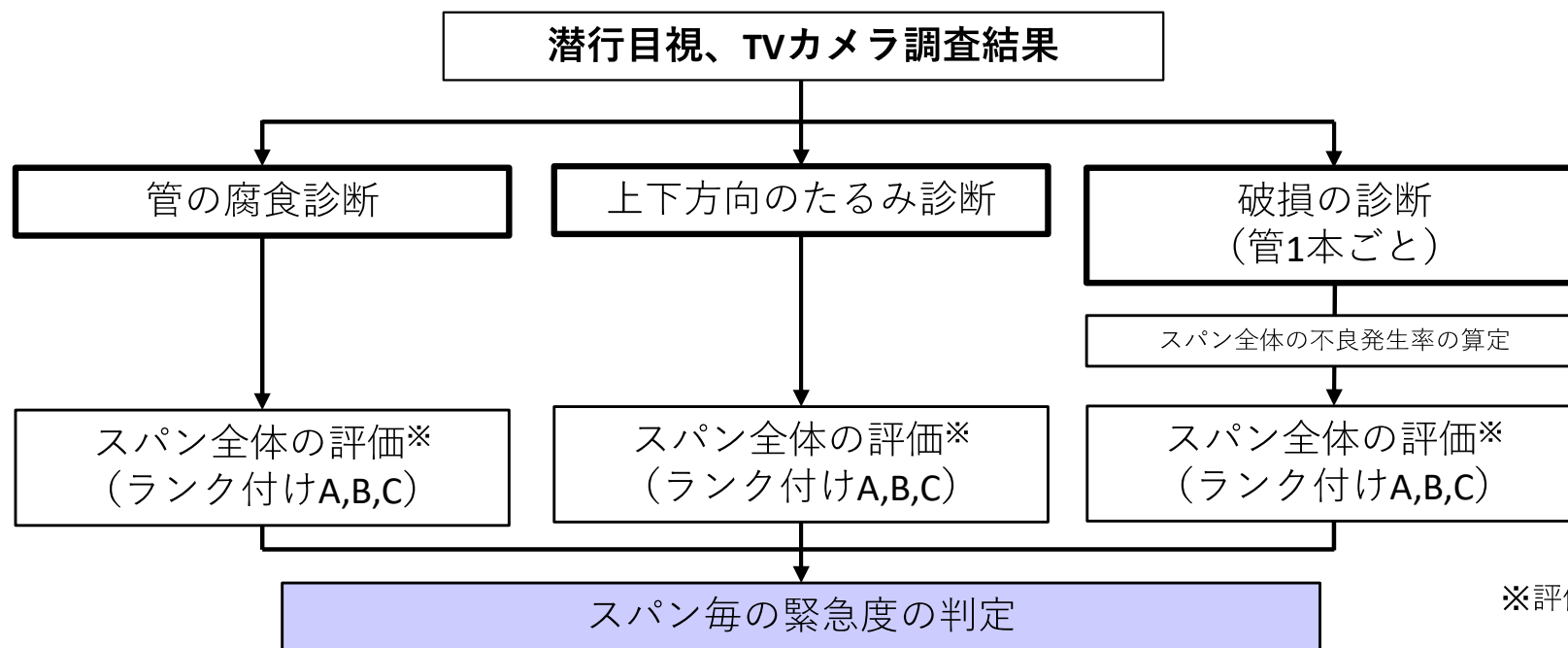
※1

- ① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所
  - ② 構造的に腐食しやすい箇所または過去の調査で腐食が確認され未対策の箇所
  - ③ 緊急輸送道路で下水道起因の陥没履歴がある箇所
  - ④ 沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場・ポンプ場につながる管路
- ・①～④の複数に該当する箇所は、既往の空洞調査結果の活用、処理場などにおける下水の流量や水質、管路内の硫化水素濃度などの既存記録を分析・確認する調査を補完的に行うことが望ましい

※2  
衝撃弾性波法を用いる場合

# 潜行目視・テレビカメラ調査における緊急度の判定基準

別図 2



※評価基準は別図3を参照

区分	対応内容	現行の基準	全国特別重点調査の基準
I	速やかな対策を実施	ランクAが2項目以上	ランクAが1項目以上
II	応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上	ランクBが1項目以上

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月 国土交通省）を基に全国特別重点調査用を作成

# 腐食、たるみ、破損の評価基準

スパン全体で評価	項目		ランク		
			A	B	C
	管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	上下方向のたるみ	管きよ内径 1650mm以上 3000mm以下	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

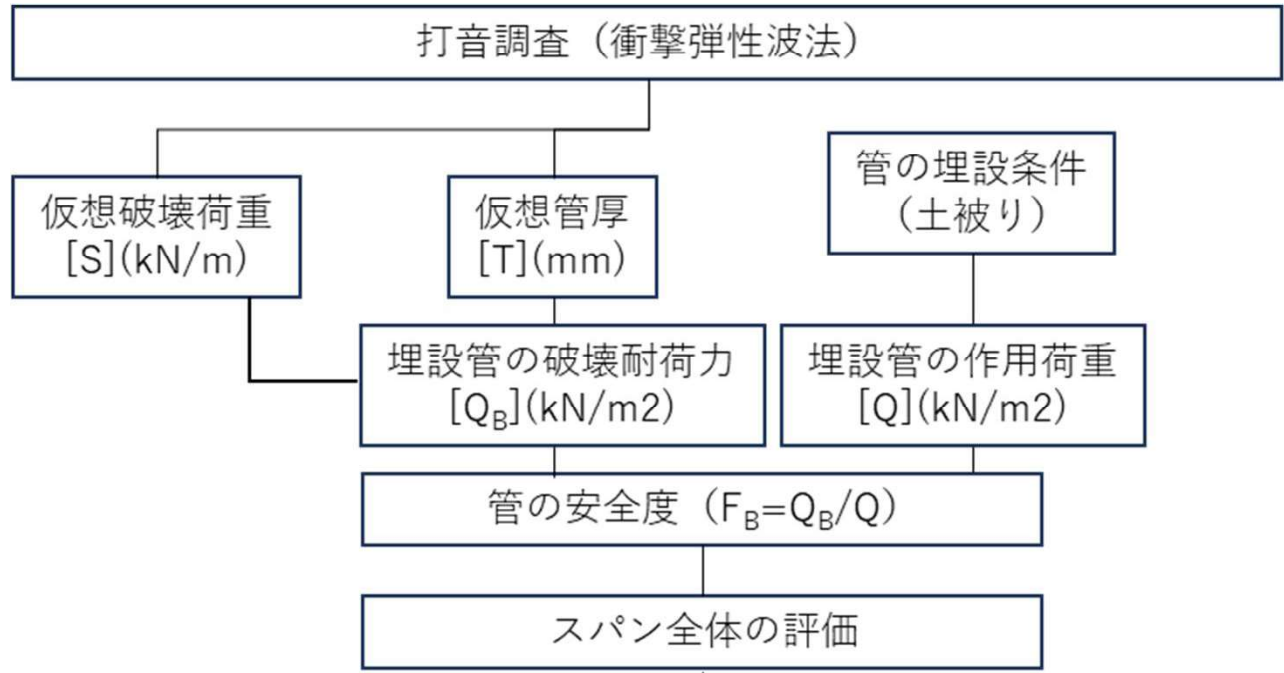
管一本ごとに評価	項目		ランク		
			a	b	c
	管の欠落及び軸方向クラック	鉄筋 コンクリート管等	欠落	軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満
			軸方向のクラックで幅5mm以上		
	管の円周方向クラック	コンクリート管等	円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満
	管の継手ズレ		脱却	70mm以上	70mm未満
	浸入水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
	取付管の突出し		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	樹木根侵入		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—

ランク (スパン全体での評価)	評価の基準 (不良発生率)
A	「aランク20%以上」もしくは「aランク+bランク40%以上」
B	「aランク20%未満」もしくは「aランク+bランク40%未満」 もしくは「aランク+bランク+cランク60%以上」
C	「aランク、bランクがなく、cランク60%未満」

出典：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月 国土交通省）を基に全国特別重点調査用に作成

# 打音調査(衝撃弾性波法)における緊急度の判定基準

別図 4



緊急度	対応内容	基準 (管の安全度)
I	速やかな対策を実施	$1.25 > F_B$ の平均値または $1.25 > F_B$ となる管の本数が20%以上
II	応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施	$1.6 > F_B$ の平均値 $\geq 1.25$

出典：スクリーニング調査を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン（案）（平成27年12月 国土交通省 国土技術政策総合研究所）を基に全国特別重点調査用に作成

令和7年3月24日  
記者発表資料  
(県政、小田原記者クラブ同時発表)

## 流域下水道の緊急点検における空洞の確認作業の実施結果について

県では、埼玉県の道路陥没事故を受け、県が管理する下水管の緊急点検を実施しており、3月21日に、空洞調査におけるレーダー探査車のデータ分析から、空洞の可能性のある箇所が4箇所で見えたとお知らせしたところですが、現地で確認作業を行った結果、4箇所のうち2箇所では空洞は見えられず、ほかの2箇所では空洞が見えられ、いずれの空洞も、流域下水道管に起因するものではないことが確認できました。

### 1 実施箇所と確認結果

箇所	所在地	確認結果
箇所①	足柄上郡山北町向原17-51付近 (山北町道 酒匂右岸幹線)	空洞なし
箇所②	足柄上郡大井町金手997-1付近 (大井町道 酒匂左岸幹線)	空洞あり (空洞は路面の直下であり、最大で、深さ約1.0m、幅約1.6m×延長約3.4m) 水路の破損確認
箇所③	小田原市成田395-5付近 (国道255号 酒匂左岸幹線)	空洞なし (ただし、路面下を横断している水路の破損あり)
箇所④	小田原市栢山2578付近 (県道720号 酒匂右岸幹線)	空洞あり (空洞は路面の直下であり、最大で、深さ約1.6m、幅約0.8m×延長約2.0m) 水路の破損確認

### 2 対応結果

空洞が確認された箇所②と箇所④には、流域下水道管が6m～8m下に埋設されていますが、いずれの空洞も下水管に起因するものではなく、水路周りの空洞であったことから、破損していた水路の応急復旧を実施したうえで埋め戻しを行い、安全を確保しました。

### 3 今後の対応

破損した水路や道路の本復旧について、道路管理者及び水路管理者と必要な調整を実施していきます。

写真

箇所② (大井町金手)  
(確認作業中)



(応急復旧後)



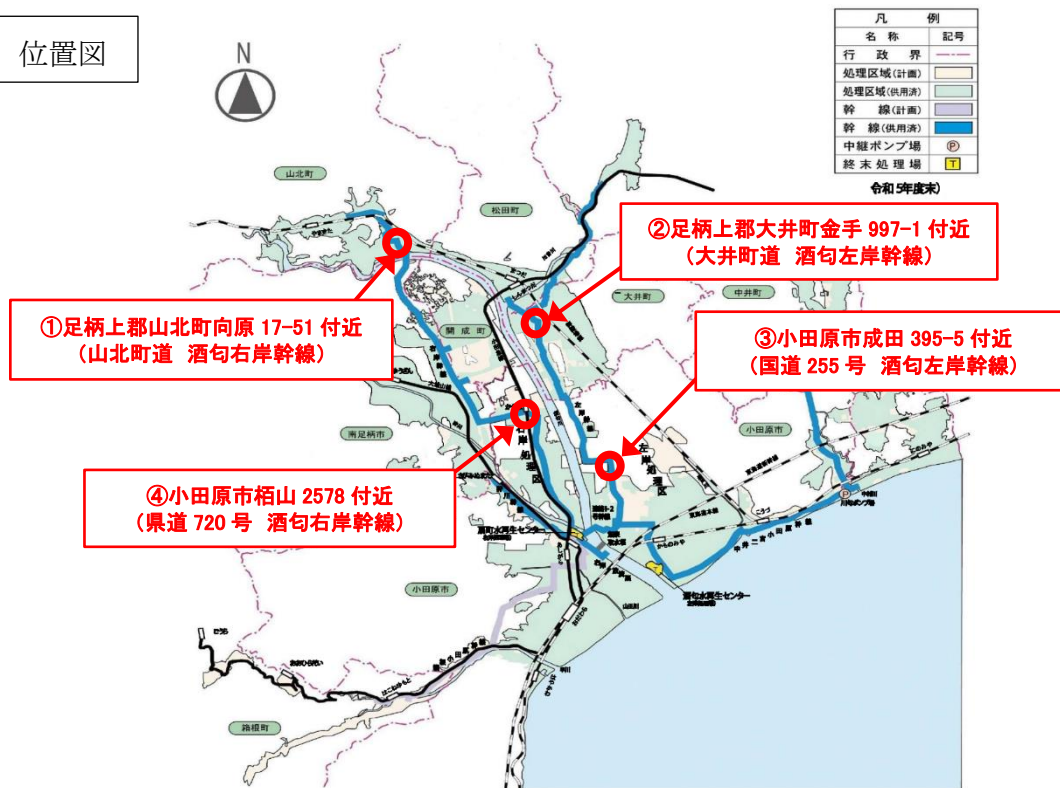
箇所④ (小田原市栢山)  
(確認作業中)



(応急復旧後)



位置図



問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課

課長 飯塚 電話045-210-6440

副課長 大野 電話045-285-0816

令和7年4月14日  
記者発表資料

# 流域下水道管の内部にテレビカメラを入れた調査を開始します

県では、埼玉県での道路陥没事故を受け、県が管理する下水管の緊急点検を実施しています。こうした中、国土交通省から実施要請のあった「下水道管路の全国特別重点調査」について、着手しますので、お知らせします。

## 1 調査対象区間

相模川流域下水道の下水管 延長約5.8キロメートル（参考資料1参照）

酒匂川流域下水道の下水管 延長約3キロメートル（参考資料2参照）

## 2 調査スケジュール

令和7年4月14日（月曜日）から令和7年度末まで

※管路の腐食しやすい箇所など優先的に実施すべき箇所は、夏頃までに調査を完了するよう作業を進めます。

※調査開始日に降雨予報があった場合には、順延します。

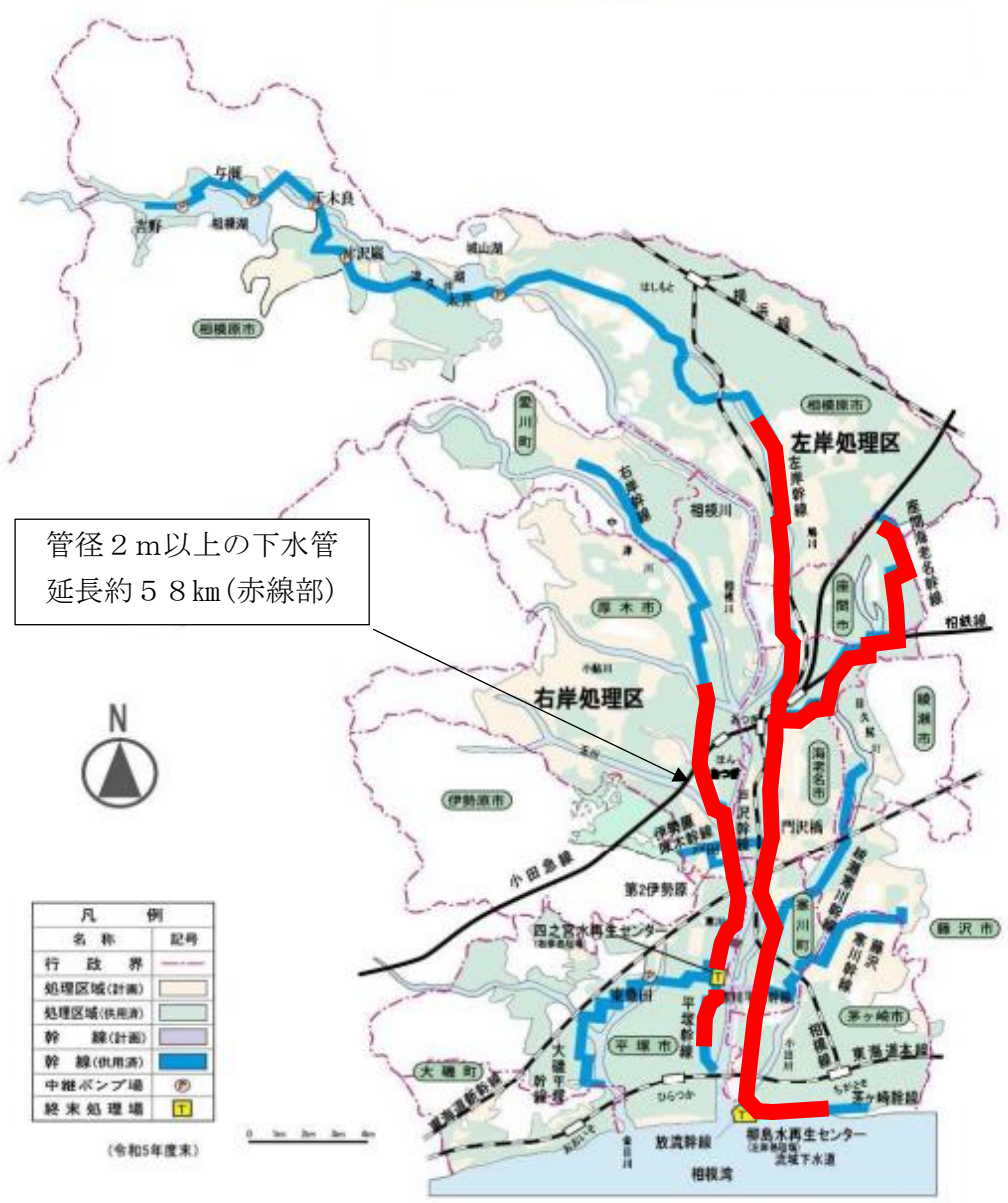
## 3 調査内容

これまでの緊急点検では、特段の異常は認められませんでした。今回の国土交通省からの要請を受けて、内径2メートル以上かつ設置後30年以上経過した管を対象に、マンホールの蓋を開けて、下水管の内部に専用のテレビカメラを入れるなどして、管の劣化状況を確認します。併せて、令和5年度末時点までの定期点検で緊急性はないものの数年のうちには補修を要するとされている箇所についても、同様の調査を実施します。



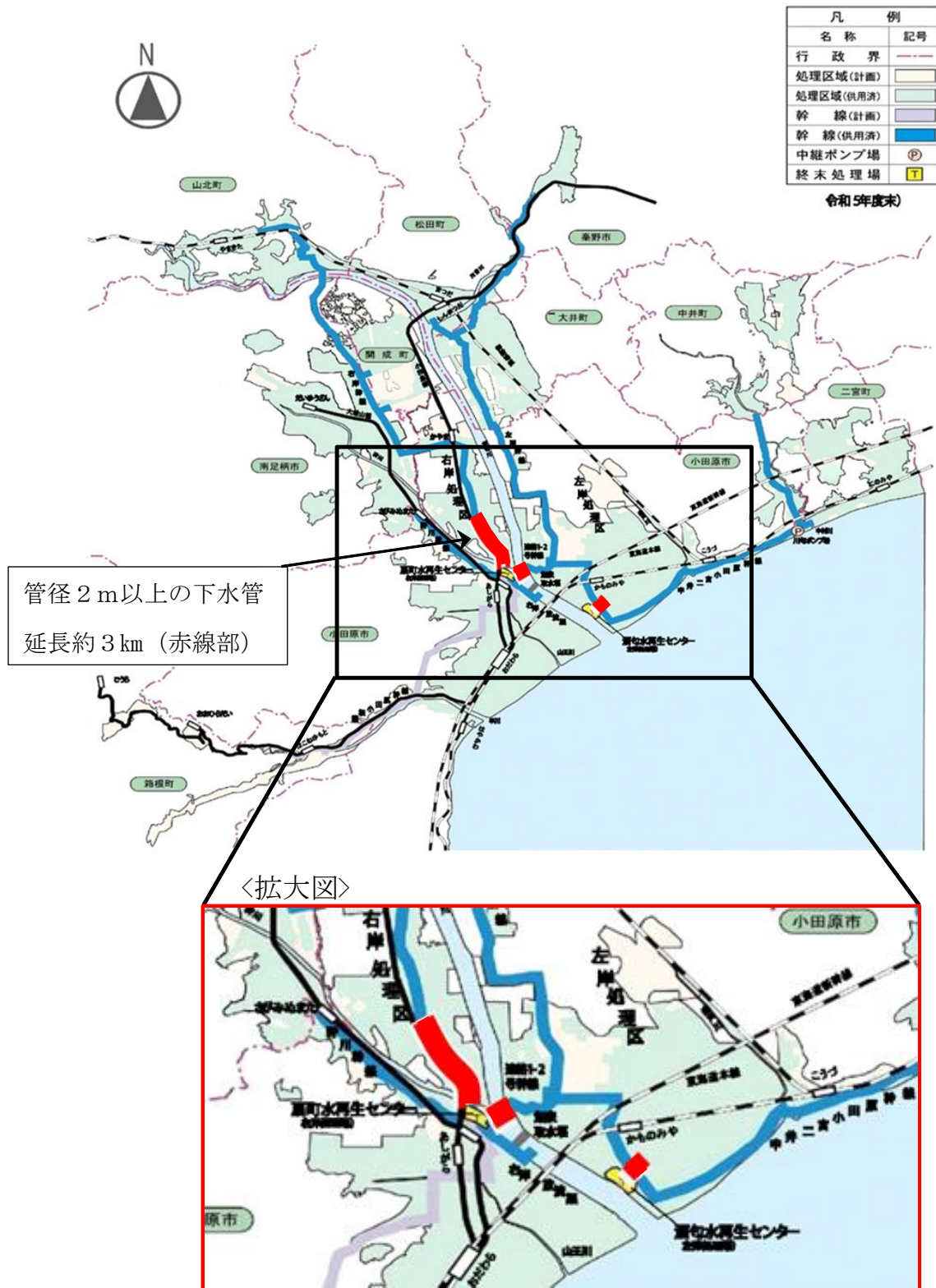
<参考資料1>

相模川流域下水道の下水管 延長約5.8キロメートル



<参考資料2>

酒匂川流域下水道の下水管 延長約3キロメートル



問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課  
 課長 飯塚 電話045-210-6440  
 流域下水道グループ 丸山 電話045-210-6453